

請求書の押印省略に関する Q&A

No.	質問	回答
対象となるもの		
1	請求書の押印を省略できるのはいつからですか。	令和6年6月1日以降に発行する請求書（発行日が令和6年6月1日以降のもの）が対象となります。
2	すべての請求書において押印が廃止されるのでしょうか。	「廃止」ではなく、 <u>押印を省略することが可能</u> となります。別添「押印を省略する場合の請求書記載例」を参考に請求書の発行をお願いします。
3	従来どおり、請求書に押印し、担当課へ郵送、持参等してよいのでしょうか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。今までどおりをお願いします。
4	押印を省略できるのはどのような印ですか。	押印を省略できる印は、会社印、代表者印、担当者の印等、すべてです。
押印省略の方法		
5	押印を省略する場合、発行責任者及び担当者の氏名・連絡先（電話番号）等の記載は必須でしょうか。	内容確認のため、必要に応じて担当課から連絡させていただくことがございます。発行責任者及び担当者の氏名・連絡先（電話番号）を可能な限り記載をお願いします。
6	代表者、発行責任者、担当者がすべて同じ場合（1人で事業所を経営している場合等）、発行責任者と担当者はどのように記載すればよいのでしょうか。	ご質問のようにすべて同一人物である場合ですが、代表者と発行責任者は同じであっても、個別に記載をお願いします。なお、担当者は記載不要となります。
7	発行責任者名、担当者名の記載は、手書きでもよいのでしょうか。	手書きでもかまいませんが、鉛筆、フリクションボールペン等、後に消すことができる筆記用具での記載はできません。